

議第28号

三島市水道事業給水条例の一部を改正する条例案

三島市水道事業給水条例（平成10年三島市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第26条、第30条第1項及び第2項並びに第35条第1項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

第36条第1項中「357円」を「367円」に改める。

別表第2中「1,050円」を「1,080円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第26条並びに第30条第1項及び第2項の規定は、平成26年6月1日以後に支払いを受ける権利が確定する水道の使用に係る水道料金について適用し、同日前に支払いを受ける権利が確定する水道の使用に係る水道料金については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前に申込みを受けた給水の再開に係る手数料については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この条例の施行前に申込みを受けた給水装置工事に係る水道加入金については、改正後の第35条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 この条例の施行前に市の給水に関する協議又は給水の申込みを受けた分譲宅地の造成に係る開発負担金については、改正後の第36条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

平成26年2月18日提出

三島市長 豊岡 武士